飼育動物診療施設廃止（休止・再開）届出書

令和　　年　　月　 日

香川県　　　家畜保健衛生所長　殿

住　所

氏　名

　　獣医療法第３条の規定により飼育動物診療施設の廃止（休止・再開）を下記のとおり届け出ます。

記

1.　飼育動物診療施設の名称及び住所

2.　業務の廃止、休止又は再開の区分、年月日及びその理由

